

令和4年3月（第1回）産業建設委員会委員長報告

それでは、産業建設委員会に付託されました議案第33号宇部市営住宅条例中一部改正の件、外2件について、審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第33号については賛成多数をもって、議案第37号、第38号の2件についてはいずれも全会一致をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第33号宇部市営住宅条例中一部改正の件についてです。本案は、見初団地建替事業の完了及び東本町第二借上住宅の返還に伴い、所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、

現在宇部市全体で中心市街地への居住を推進する政策を進めているが、借上住宅を次々と民間に返還していくと、中心市街地の空洞化がますます顕著になるのではないかとただしたところ、今まで4棟を民間に返還しているが、うち3棟は引き続き賃貸住宅として運営されており、まずまずの入居率であることを貸主に確認している。今後も民間住宅として円滑に移行できるように注視しながら、中心市街地の空洞化を防いでいきたいとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号損害賠償の額を定める件についてです。

これは、令和2年10月に発生した路線バスの車内での転倒事故に係る損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求めるものです。本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、

損害賠償の相手方に過失割合があるのはどうしてかただしたところ、1人の乗客の方が降車されて、かなりの時間の経過後に当事者の方が降車されようとしたため、運転士が気付くのが遅れたことが理由であるとのことでした。

次に事故後の対策はどのようなことを考えているかただしたところ、今後このようなことのないよう市民の信頼を得るために、全職員で危険因子を挙げての原因分析や外部講師を招いての安全講習会の開催等により、安全に対する認識を強く持つよう徹底し、出来得る限りの安全面での投資を行っていききたいとのことでした。

次に車内事故に対する保険の有無についてただしたところ、自賠責保険に加え、それを超える部分は全国市有物件災害共済会の任意保険で補填されるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

その他の議案については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、産業建設委員会の報告を終わります。